

【教育委員会】

件 名	情報公開請求制度に対する教育委員会の対応について
<p>申立概要 【受理 23.8. 1】 【 23.8.19】</p>	<p>①情報公開請求制度について、教育委員会（地域機関含む。）では、請求しても「延長」されることが多い。軽々に延長するべきではないと考えるがどうか。</p> <p>②情報開示の「延長」を含め、情報公開請求制度の運用に疑問を感じることもあるが、研修は実施されているのか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>①教育委員会が保有する文書は、取扱情報の範囲が広く児童・生徒の個人情報が多く含まれていることから、公開非公開の範囲の判断について極めて慎重に検討することが必要であることから、文書の内容や量により、延長をせざるを得ない場合が生じているものと認められます。</p> <p>②職員の採用時に情報公開制度に係る研修は実施されていますが、具体的な制度運用等に係る実務者研修等は実施されていないことを確認しました。</p>
<p>回 答 (意見・要望) 【通知 23.9.15】</p>	<p>情報公開制度の目的や趣旨を踏まえ、公文書の存在の教示や任意による情報提供等に迅速かつ適切に対処できるよう、研修の充実や情報の共有化を推進するなど、制度の円滑な運用に努めるよう求めました。</p> <p>制度の円滑な運用を図るための研修の実施状況については、今後の監査活動を通じ確認し、必要な指導を行うこととしています。</p>